

# 第14回議会改革検討委員会

## 次 第

日 時 令和8年1月21日（水）各常任委員会終了後  
場 所 議会棟1階 議員面会室1

### 1 開 会

### 2 議 題

- （1）総務課関係作業部会及び調査課関係作業部会の検討結果について
- （2）議長への中間報告（案）について
- （3）委員会会議録及び配布資料の公開について

### 3 閉 会

## 議会改革検討委員会 検討結果報告

検討項目名		検討結果
1	日額旅費（応招旅費）の見直し 【総務課関係作業部会】	日額旅費を廃止し、応招に係る旅費は実費支給とすることが適当である。 ただし、その運用に当たっては、応招の実情を踏まえ、旅行行程・手段の確認は事前の申し出によることとするなど手続を簡素化することが求められる。

検討項目名	検討結果
2 政務活動費事務マニュアルの見直し 【調査課関係作業部会】	<p>(1) 議員旅費条例改正に伴う見直し内容</p> <p>① 宿泊費 政務活動における宿泊費は、公務旅行の宿泊費を参考にしているが、議員旅費条例の改正により、都道府県別の区分ごとに上限額以内の実費支給に改めることとされたことに伴い、記載を改める。</p> <p>② 包括宿泊費 議員旅費条例において包括宿泊費（パック旅行）が新設されたことから、その取扱いを加える。</p> <p>③ その他の交通費 議員旅費条例において自家用自動車を使用する場合の旅費が「車賃」から「その他の交通費」に名称変更されたことから、関連する記載を改める。</p> <p>④ 日額旅費の廃止 議員旅費条例において日額旅費が廃止される見込みとなったことから、それにより影響がある取扱いを加える。</p> <p>(2) その他の見直し内容</p> <p>① 記載の削除 みちのく有料道路においてETCが導入され、回数券が廃止されたことから、回数券に関する記載を削除する。</p> <p>② 収支報告書等の訂正 収支報告書等の訂正方法が分かりにくかったことから、訂正方法をより具体的に記載する。</p> <p>③ 広聴広報費 より適正な広報紙等の作成の参考となるよう、広報紙等における議員の顔写真、プロフィール及びあいさつ文に関する裁判例の概要を加える。</p> <p>④ 政務活動実績報告書 弘前市民オンブズパーソンから提起された住民監査請求に対する監査結果（令和7年8月25日）において、調査活動等の内容が、県民に対してより明らかになるよう政務活動実績報告書の充実等について要望する「付言」があったことを踏まえ、政務活動実績報告書の記載方法等についての記載を改める。</p>

令和 8 年 月 日

## 議会改革検討委員会中間報告（案）

青森県議会議長  
工藤 慎康 殿

議会改革検討委員会  
委員長 山谷 清文

## 目 次

I	はじめに	1
II	検討結果	
1	日額旅費（応招旅費）の見直し	2
2	政務活動費事務マニュアルの見直し	3

## I はじめに

本検討委員会は、令和7年9月12日に議長から検討依頼があった、議会改革検討項目を検討した結果、Ⅱに掲げる項目について、次のとおり報告する。

## II 検討結果

### 1 日額旅費（応招旅費）の見直し

#### （1）検討の経緯

旅費に関する法律及び条例の改正により、旅費の実費支給に向けた見直しがなされる見込みとなつたことから、議会の招集に応じて定額で支給されている日額旅費（応招旅費）について、議会改革検討委員会でその取扱いを検討することとなつたもの。

#### （2）検討結果

日額旅費を廃止し、応招に係る旅費は実費支給とすることが適当である。

ただし、その運用に当たっては、応招の実情を踏まえ、旅行行程・手段の確認は事前の申し出によることとするなど手続を簡素化することが求められる。

## 2 政務活動費事務マニュアルの見直し

「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」（以下「議員旅費条例」）が改正されることに伴う項目及びその他の項目について見直しを行う。

### （1）議員旅費条例改正に伴う見直し内容

#### ① 宿泊費【資料1】

政務活動における宿泊費は、公務旅行の宿泊費を参考にしているが、議員旅費条例の改正により、都道府県別の区分ごとに上限額以内の実費支給に改めることとされたことに伴い、記載を改める。

#### ② 包括宿泊費【資料1】

議員旅費条例において包括宿泊費（パック旅行）が新設されたことから、その取扱いを加える。

#### ③ その他の交通費【資料1】

議員旅費条例において自家用自動車を使用する場合の旅費が「車賃」から「その他の交通費」に名称変更されたことから、関連する記載を改める。

#### ④ 日額旅費の廃止【資料1】

議員旅費条例において日額旅費が廃止される見込みとなったことから、それにより影響がある取扱いを加える。

### (2) その他の見直し内容

#### ① 記載の削除【資料2】

みちのく有料道路においてE T Cが導入され、回数券が廃止されたことから、回数券に関する記載を削除する。

#### ② 収支報告書等の訂正【資料2】

収支報告書等の訂正方法が分かりにくかったことから、訂正方法をより具体的に記載する。

#### ③ 広聴広報費【資料3】

より適正な広報紙等の作成の参考となるよう、広報紙等における議員の顔写真、プロフィール及びあいさつ文に関する裁判例の概要を加える。

#### ④ 政務活動実績報告書【資料4、資料5】

弘前市民オンブズパーソンから提起された住民監査請求に対する監査結果（令和7年8月25日）において、調査活動等の内容が、県民に対してより明らかになるよう政務活動実績報告書の充実等について要望する「付言」があったことを踏まえ、政務活動実績報告書の記載方法等についての記載を改める。

【7 頁】

## &lt;自家用車の使用&gt;

自家用車は、主として日常的に使用する目的で購入・整備していることを前提に、政務活動にも使用すると考えられること等から、自家用車の使用に係る経費については、次の取扱いとする。

① ガソリン代については、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分する。なお、これによることが困難な場合には、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の一般職の職員の例により計算した「その他交通費」「車賃」の額とする。

(参考)「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」第13条第1項第3号ただし書では、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とするとしている。

本県では、この「規則で定める額」について、「25円」と定めている。

- ② 高速道路料金、駐車場代等については、実際に支払った金額による。
- ③ 自家用車の購入や維持修繕等に係る経費には充当しない。
- ④ 自家用車の継続的なリース料には充当しない。ただし、政務活動のために一時的に借り上げるレンタカーについては、実際に支払った金額による。

## &lt;宿泊施設の利用&gt;

実際に支払った金額による。なお、公務の場合の旅費計算における国内旅行の宿泊費では、宿泊する都道府県ごとに規則で定める宿泊費の基準額を上限甲地方（東京都、大阪市、名古屋市等の大都市）17,700円、乙地方（甲以外の地方）13,300円の定額としており、これを参考とする。

(参考) 特別職の職員に適用される宿泊費基準額（令和8年4月1日現在）

(単位:一夜)

区分（都道府県別）	基準額
埼玉、東京、京都	27,000円
福岡	25,000円
千葉	24,000円
神奈川、新潟	22,000円
香川	21,000円
熊本	20,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	18,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	17,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	15,000円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	14,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	13,000円
福島、鳥取、山口	11,000円

【新規】

## (旅費関係)

例〇〇 いわゆるパック旅行（交通費と宿泊費がセットになった旅行商品）を利用した場合は、どのように計上すればよいのか。

→ パック旅行の代金として実際に旅行会社に支払った額を計上することになります。ただし、食事代には充当できない（例9）と考えられることから、食事代が含まれる場合はこれを除いて計上する必要があります。

## 【13頁】

### (旅費関係)

例8 海外でレンタカーを借りた場合のガソリン代も国内同様1km 25円なのか。

→ 外国旅行で政務活動のためにレンタカーを借りた場合のガソリン代「車賃」については、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」第9条により、国内と同様に実費額によると規定されており、レンタカーを借りて政務活動をした場合は、給油に要した経費を政務活動費として全額計上できますが、政務活動以外の用務も含まれる場合は、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分することになります。

## 【14頁】

### (旅費関係)

例14 報酬等条例の「その他の交通費」のうち、自家用自動車を利用した移動に直接要する費用として車賃によるガソリン代を充当する場合、実際の走行距離で計算するのか。その場合の距離の単位は1km単位なのか。

→ 原則として、実際の走行距離（1km未満切捨）で計算することになります。なお、距離の単位は1kmの単位を切り捨てて10km単位とすることも差し支えありません。

## 【新規】

### (旅費関係)

例〇〇 定例会など議会の招集に応じて会議に出席した日に政務活動を行った場合の旅費は、どのように算定すればよいのか。

→ 定例会など議会の招集に応じて会議に出席した場合は、公務として自宅から県議会議事堂までの交通費及び宿泊を伴う場合は宿泊費（応招旅費）が実費支給されます。応招旅費が支給される日に政務活動を行った場合には、応招旅費と旅行行程などが重複しない部分については、政務活動費を充当することができます。

なお、個別具体的な事例について、重複するか否か、判断に迷う場合は、事務局に確認してください。

## &lt;その他の項目&gt;

①記載の削除 ②収支報告書等の訂正

【14頁】

## (旅費関係)

~~例 10 みちのく有料道路の回数券（100枚綴り）を使用する場合は、どのように計上すればいいのか。（100枚購入の際の領収書はあるが、個々の領収書はない。政務活動以外にも使用される。）~~

→ ~~回数券使用の際、領収書を取得することはできませんが、料金所に申し出ると、受領書（県道路公社で回数券を受領したという証明）を発行してくれます。ただし、受領書には、利用した日付と区間名（みちのく有料道路等）のみで、金額が記載されていません。計上にあたっては、受領書を領収書の写し等貼付用紙に貼付し、金額は次の方法により計上してください。（金額は、いずれも令和5年4月1日現在のものです。）~~

~~みちのく有料道路を普通車で利用した場合、現金で支払うと860円~~

~~みちのく有料道路専用回数券の場合~~

~~11回券 8,600円なので、1回あたり781円~~

~~60回券 43,000円なので、1回あたり716円~~

~~100回券 68,800円なので、1回あたり688円で計上する。~~

~~なお、貼付用紙の備考欄には「〇〇回券又は〇〇円券による」と記載してください。~~

【43頁】

## (3) 収支報告書等の訂正

提出した収支報告書等を訂正しようとするときは、収支報告書等訂正届を議長に提出しなければならないとされています。

(条例第8条、規程第2条)

訂正方法については、議長に対して訂正届（第8号様式）を提出し、訂正箇所には訂正年月日、**訂正の趣旨（訂正、追加、削除の別）**等を記載することにします。この場合**訂正前の部分及び削った部分は、これを読むことができるよう字体を残しておくことにします。**

## 2 政務活動費の充当の考え方（積算及び按分等）

【7頁】

### （3）広聴広報費関係

広報紙、県政報告会における報告書及びホームページ等には、政務活動以外に後援会活動や政党活動等に係る記事が併せて掲載されることも想定されるので、政務活動費の充当に当たっては、次の取扱いとします。

#### ①・② 略

なお、議員の顔写真、プロフィール及びあいさつ文等については、情報の発信者を特定・紹介するものとして政務活動に係る記事との間に合理的な関連性があると考えられますが、その内容や大きさ、配置等によっては、議員の宣伝と評価された裁判例もありますので、留意する必要があります。

#### ＜裁判例＞

「議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員プロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等（これらは、議員自身を宣伝するものである。）については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということはできない。」

【35頁】

## （5）政務活動実績報告書

## ア 海外又は県外における政務活動及び県内における宿泊を伴う政務活動用

海外又は県外において政務活動を実施する場合、及び県内における宿泊を伴う政務活動を実施する場合には、当該活動の目的、日程、訪問先、内容等を記載した政務活動実績報告書を、収支報告書の添付書類として、議長に提出することになっています。

（条例第8条、規程第2条、第3号様式（その1））

政務活動実績報告書は、海外又は県外等において実施した政務活動について、実施年月日、場所、目的、訪問先、内容など、いわゆる5W1Hの情報とともに、活動に要した経費についても併せて一覧で表示することで、政務活動費の透明性の向上を図るもので

この報告書は、政務活動に要する経費のうち、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費について作成する必要があります。

（記載方法（記載例36頁））

①～⑦ 略

⑧ 「訪問先、内容及び今後の反映訪問先及び内容等」には、本県県政との関係で参考となっ  
た点などに言及しながら、活動時間、訪問先、活動の概要及び結果又は政務活動の今後の  
議員活動への反映方策などについて、日程順に、できるだけ詳しく記載してください。

（注）訪問先（応対者）が特定又は推知されることによって、議員活動の遂行に支障が生じ  
るおそれがある場合は、概括的・抽象的に記載してください。

⑨ 略

(その1) 海外又は県外における政務活動及び県内における宿泊を伴う政務活動用

## 政務活動実績報告書

議員名 〇〇〇〇

事業名	〇〇対策及び中心市街地活性化対策調査		具体的な事業名を記載																					
経費	調査研究費																							
実施年月日	5.8.17-8.18																							
場所	〇〇県〇〇市、〇〇県××市、△△県△△市																							
同行議員	同行した本県議会議員がいる場合に記載		本県県政との関連性を含めた活動の意図・狙いを記載																					
目的	<p>1 〇〇県における〇〇対策に係る先進的な取組について、内容を聴取し、意見交換や現地調査を行い、本県の災害対策の参考とする。</p> <p>2 △△県における中心市街地活性化の取組について、内容を聴取し、意見交換や現地調査を行い、本県の施策策定の参考とする。</p>																							
日程	<p>8月17日 自宅-（自家用車）-青森市-（JR）-〇〇県〇〇市-（JR）-〇〇県××市（××市泊）</p> <p>8月18日 〇〇県××市-（JR）-△△県△△市-（航空機）-青森市-（自家用車）-自宅</p>																							
訪内今反訪及内 門容後映問 先及び等先び等 内容	<p>8月17日 13:30~14:30 〇〇県庁 16:00~17:00 ××市役所 〇〇県庁では、〇〇部〇〇課長から、災害対策の計画や具体的な実施方法等について説明を受け、意見交換を行った。その後、××市に移動し、港湾施設復興状況調査として、××市××部担当者に復興計画及び予算措置について聞き取りし、意見交換を行った。 本県では、〇〇県と比べ地形や地域の実情が異なるものの、〇〇対策は共通するものがあり、効果的と思われることから、今後の議会質疑等に反映させていきたい。</p> <p>8月18日 10:00~11:30 △△市役所・△△まちづくり記念館 △△県△△市役所にて担当職員から空き店舗活用などの取組について説明を受け、その後、実際の町並みを案内してもらい、△△まちづくり記念館を視察した。 △△市の取組は、本県の地域特性にも合致しており、同様の取組を推進することで、中心市街地活性化が期待できることから、今後の議会質疑等に反映させていきたい。</p>																							
経費の等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支出内容</th> <th>政務活動費充当額(円)</th> <th>主な品名</th> <th>整理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td>37,575</td> <td>航空券代</td> <td>1 2 3 4 6 8</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>10,800</td> <td>宿泊代</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>受講料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,000</td> <td>入館料</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				支出内容	政務活動費充当額(円)	主な品名	整理番号	交通費	37,575	航空券代	1 2 3 4 6 8	宿泊費	10,800	宿泊代	5	受講料				その他	1,000	入館料	7
支出内容	政務活動費充当額(円)	主な品名	整理番号																					
交通費	37,575	航空券代	1 2 3 4 6 8																					
宿泊費	10,800	宿泊代	5																					
受講料																								
その他	1,000	入館料	7																					
合計額	49,375																							